

2014年10月31日

No.210

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

10月29日、**又市征治議員**は、東日本大震災復興特別委において、福島県南相馬市の特定避難勧奨地点指定解除問題(※1)について質疑を行いました。(※1…1年間に被曝する放射線量が20mSvを超える恐れがある住宅の住民に、政府が避難を勧めた住宅)

解除基準が「年20ミリシーベルト(mSv)を下回ることが確実な場合」では高すぎる

又市議員は、南相馬市の特定避難勧奨地点の解除を10月末に予定していた政府が、住民の反対を受けて先送りしたことを評価しつつも、原発事故以来3年半も経過しながら指定時と同じ基準を採用していること、また現在でも放射線管理区域(※2)と同程度の空間線量率が測定されていると指摘し、解除基準の線量の上限が高すぎるのではないかと政府の見解を求めました。(※2…放射線障害の発生を防止するために法令に基づいて定められる区域)

経産省の高木副大臣(原子力災害現地対策本部長)は、基準が国際的・科学的知見であると主張し、一層の線量低減をめざしていくと答弁するのにとどまり、住民の不安に寄り添う姿勢は見られませんでした。さらに空間線量が簡単には下がらないことが明らかになる中、個人線量重視の見解を示しました。

**日本は国際放射線防護委員会(ICRP)が提示している
1~20mSvの下方の参考レベルを設定しているのか**



続いて**又市議員**は、ICRP勧告では、中間的には1~20mSvの下方に参考レベルを設定し、そこに向かって下げていくとなっているが、原子力規制委員会もそのようなレベルの設定をしているのか質しました。

原子力規制委員会の田中委員長は経産副大臣同様に、個人線量重視の姿勢を強調し、参考レベルを定めるのではなく、1mSvをめざすとの一般論に終始しました。

特定避難勧奨地点の汚染状況について

さらに**又市議員**は、特定避難勧奨地点で①放射線管理区域と同じ毎時0.6mSv以上は何世帯あるのか、②勧奨地点近傍で土壤汚染 m^2 あたり4万ベクレル(Bq)は何地点あるのか、③解除にあたり子ども、妊婦のいる世帯でも毎時3.8mSvを適用するのか、について政府の見解を求めると同時に、④指定解除基準に土壤汚染を加えるべきだと主張しました。

原子力被災者生活支援チームは、①について151世帯中14世帯、④について外部被曝線量の把握には個人線量が最適だが、空間線量で十分に対応できると答弁しました。③については答弁がありませんでした。原子力規制委員会は、②について勧奨地点近傍3か所すべてで m^2 あたり4万Bqを上回っていると答弁しました。

また支援チームは現在の避難勧奨地点の線量が、放射線管理区域と同程度であるとの指摘に対し、放射線管理区域は仕事をする労働者の被曝基準を定めた区域であり、避難勧奨地点の解除基準は発がんリスクの明らかな増大は見られない範囲で行うから問題はないと強弁しました。

最後に**又市議員**は、特定避難勧奨地点の解除にあたっては単に住民に対する説明を行うだけではなく、住民の意見に応える体制を整えるように強く要請しました。